

練馬区都市計画マスタープラン 実施状況報告書の概要

都市計画マスタープランとは、区が目標とするまちの将来像「**だれもが安心して快適に暮らせるまち、地域コミュニティを大切にした活力のあるまち**」を分かりやすく提示し、その実現に向けて仕組みや考え方を明確にするものです。策定から10年以上経過し、その間に区のまちづくりが進展したことなどを踏まえ、この度、練馬区都市計画マスタープランを改定することに致しました。

改定を行うにあたり、都市計画マスタープランの概要やその実現の程度をとりまとめ、都市計画事業・関連する事業の実施状況や、これまでに実施した主な施策などを掲載した実施状況報告書を作成しました。

練馬区都市計画マスタープラン 全体構想（平成13年3月策定） 地域別指針（平成15年6月策定）

状況の変化	社会経済情勢の変化 ・ 少子高齢化の進行 ・ 低炭素都市づくりの必要性 ・ 安全・安心へのニーズの高まり	関連する法律等の制定・改正 ・ 景観法や都市緑地法の制定 ・ 住生活基本法の制定 ・ 都市計画法の改正 ・ 地方分権 自治体への権限委譲
	練馬区の状況の変化 ・ 人口や高齢化率の増加 高齢社会に対応したまちづくりの必要性 ・ 宅地率や宅地における住宅用地が増加 住宅都市としての性格は変わらず ・ 緑被率の減少傾向と農地面積の減少 みどりの保全が必要	練馬区の上位計画や条例の策定・改定 ・ 基本構想の改定（平成21年） ・ 練馬区政推進基本条例（平成23年1月施行） ・ 長期計画の策定（計画期間平成22～26年度） ・ 練馬区まちづくり条例（平成18年4月施行） ・ 練馬区景観計画（平成23年8月策定）および 練馬区景観条例（平成23年5月）施行 等

実施状況の評価

目標とするまちの将来像

さまざまな地区で協議会等を設置し、区民と区が協働でまちづくりを進めています。また、まちづくり条例の施行やまちづくりセンターの設置等、住民が主体的にまちづくりに取り組む制度や仕組みも整えてきました。

ともに住むまち 区民の交流を育みます。誰もが住みやすいまちをめざし、さまざまな施策を行っています。すべての人に使いやすいバリアフリーのまちづくりの充実を図っていきます。

安心・安全のまち 建築物の耐震化をはじめ、さまざまな施策を実施してきました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害の状況を踏まえるとともに、今後発生が予想されている首都直下地震を見据え、災害に強いまちの実現が求められています。防犯についても、さらに安全を確保するための取り組みを続けます。

活動的にぎわいのあるまち 市街地再開発事業、地区計画等のまちづくり事業を実施し、都市基盤の整備を進めてきました。都市計画道路の整備、鉄道立体化による交通の円滑化等により、都市生活を支えるネットワークの整備も進めました。

みどりと水のまち みどりに関する施策は、「みどり30推進計画」を策定し、積極的に進めています。都市農地については、さまざまな事業を実施してきましたが、都市農地の保全は引き続き大きな課題です。

環境と共生するまち まちづくり条例や景観条例等によりまちづくりのルールを定め、周辺と調和したまちづくりを誘導しています。環境に配慮した循環型のまちづくりは、条例や計画等に基づき、成果をあげています。

改定の視点

災害に強いまちの実現

- ・ 密集住宅市街地の整備
- ・ 建築物の耐震化および不燃化の推進
- ・ 延焼遮断帯ともなる道路網の整備
- ・ 公園などの公共空間の確保

環境にやさしいまちの実現

- ・ 「みどり30推進計画」の実現
- ・ 低炭素都市づくり
- ・ 地球温暖化対策を見据えた住まいづくり

安全で快適に移動できるまちの実現

- ・ 鉄道の立体化
- ・ 都市計画道路の整備促進
- ・ 公共交通の充実
- ・ バリアフリーの推進

地域コミュニティと協働の推進

- ・ 地域コミュニティの活性化
- ・ 協働のまちづくりの推進

第1章 都市計画マスタープランの目的と性格

第1章では、都市計画マスタープランの目的や性格、基本理念等について記載しました。

目的

まちの将来像をわかりやすく提示するとともに、それを実現するための仕組みや考え方等を明確にするものです。

基本理念

- (1) 都市基盤の整ったまちをめざすとともに、現在のまちを大切にし、必要に応じて修復を加えながら、だれもが暮らしやすい、安全・健康・うるおいのまちをめざします。
- (2) 地域コミュニティを大切にしたい、生き生きとした活力あるまちをめざします。
- (3) まちづくりにおける住民等と区の役割の明確化を図るとともに、住民参加を基本としたまちづくりを行います。

第2章 まちの現状と課題等

第2章では、練馬区の基本的な性格や、市街化の過程、今後配慮すべきことがらを踏まえて、概ね20年（平成32年頃）を展望した主な課題を示しました。

20世紀の各時期にさまざまな市街化の過程を経て形成された、多様なまちとしました。

「みどり豊かな住宅都市」と位置付け、持続可能な社会のため、少子高齢社会や人口の推移に対応したまちづくり、震災・都市型災害へ対応したまちづくりが必要としました。

まちづくりの主な課題として「鉄道・道路」「計画的な開発」「市街地の形成」を考えました。

第3章 まちの将来像と都市構造

第3章では、配慮すべきことがらやまちの課題を踏まえて、「目標とするまちの将来像」とそれを実現するための「まちの具体的な姿（めざすまち）」を定めました。

目標とするまちの将来像

だれもが安心して快適に暮らせるまち、
地域コミュニティを大切にしたい活力のあるまち

目標とするまちの具体的な姿（めざすまち）

1 ともに住むまち

- ・交流を育むまちづくり
- ・ともに住むやさしいまちづくり

2 安心・安全のまち

- ・お互いに助け合い、災害を防ぐまちづくり
- ・安心して生活できるまちづくり

3 活動的でにぎわいのあるまち

- ・生き生きとしたにぎわいのあるまちづくり
- ・活動的に行き来のできるまちづくり

4 みどりと水のまち

- ・みどりや水との出会いがあるまちづくり
- ・農や木々とともにあるまちづくり

5 環境と共生するまち

- ・周辺と調和のとれたまちづくり
- ・環境に配慮した循環型のまちづくり

実施状況等

平成18年のまちづくり条例の施行、地区計画の決定等で土地利用の方針の実現をめざしています。

環状8号線は事業完了し、外かく環状道路、放射7号線、放射35号線、放射36号線などは事業中です。西武新宿線の踏切解消、都営地下鉄大江戸線の延伸等に取り組んでいきます。

「みどり30推進計画」（平成18年度）を策定、積極的にみどりに関する施策を進めています。

練馬駅周辺（中心核）、石神井公園駅周辺・大泉学園駅周辺・光が丘地区（地域拠点）では、都市生活を支える拠点としてまちづくりに成果が出ています。

第4章 めざすまちとまちづくりの方針

第4章では、前章で示した「めざすまち」に「まちづくりの方針」を設定し、実施するべき取り組みを定めました。その概要と、主な施策の実施状況を記載しました。

主な施策の実施状況

(1) とともに住むまちをめざして

- 「福祉のまちづくり総合計画」(平成23年度)
- 「練馬区福祉のまちづくり推進条例」(平成22年)
- 区内の鉄道駅全21駅でバリアフリールートを1ルート確保
- 第3次練馬区住宅マスタープラン(平成22年度)

(2) 安心・安全のまちをめざして

- 「練馬区地域防災計画」(平成23年度修正)
- 「練馬区総合治水計画(改定)」(平成23年度)
- 「練馬区震災復興マニュアル」(平成19年度)
- 277棟(平成23年度末)で耐震改修を実施

(3) 活動的でにぎわいのあるまちをめざして

- 中心核:練馬駅周辺、地域拠点:石神井公園駅周辺、大泉学園駅周辺、光が丘地区でまちづくり
- 「練馬区都市交通マスタープラン」(平成19年度)
- 「練馬区自転車利用総合計画」(平成22年度)
- みどりバスは平成13~23年度で1路線から6路線に増加

(4) みどりと水のまちをめざして

- 「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」(平成20年施行)・「練馬区みどりの基本計画」(平成20年度)・「みどり30推進計画」(平成18年度)を策定し、緑被率30%目標
- 「練馬区農業振興計画」(平成22年度)に基づき、農のあるまちづくり事業を実施

(5) 環境と共生するまちをめざして

- 「練馬区景観計画」(平成23年策定)、「練馬区景観条例」(平成23年施行)
- 「練馬区環境基本条例」(平成18年施行)、「練馬区環境基本計画2011」(平成22年度策定)
- 温室効果ガスの排出抑制や生ごみの堆肥化等を実施

第5章 地域別指針

第5章では、「全体構想」を踏まえ区を7つの地域に分けた「地域別指針」の「まちづくりの指針」の概要を示し、主な施策の実施状況を記載しました。

主な施策の実施状況

第1地域

- 環状8号線の整備完了、放射35号線、放射36号線事業中
- 東武練馬駅南口周辺地区地区計画(平成22年策定)
- 北町地区密集住宅市街地整備促進事業(平成8年度~)

第2地域

- 練馬駅北口(平成15年)、江古田駅南口(平成24年)の駅前広場整備
- 練馬駅南口地区(平成16年)、江古田駅北口地区(平成18年)、練馬駅北口地区(平成21年)で街並み誘導型地区計画を策定
- 江古田北部地区(平成4年度~)、練馬地区(平成18年3月事業完了)で密集住宅市街地整備促進事業実施

第3地域

- 貫井・富士見台地区密集住宅市街地整備促進事業(平成23年度~)
- 中村橋駅南口地区地区計画を策定し(平成17年)、駅前広場を整備(平成18年度)
- 中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想(平成16年度策定)に基づいた道路整備
- 練馬区笹目通り沿道地区計画(平成15年)

第4地域

- 光が丘地区の「一団地の住宅施設」から「地区計画」への移行(平成23年)
- 学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画(平成21年度)

第5地域

土支田中央土地区画整理事業（平成16年度開始）
 補助230号線の一部が開通（平成24年7月）
 放射7号線事業認可（平成18年7月）
 補助230号線土支田・高松地区（平成19年）、土支田中央地区（平成20年）、練馬区笹目通り沿道地区（平成15年）で地区計画を策定

第6地域

石神井公園駅と大泉学園駅で市街地再開発事業を実施、駅前広場の整備
 西武池袋線練馬高野台駅～石神井公園駅付近の高架化（平成23年度）
 石神井川、白子川の改修事業等で親水化

第7地域

練馬区笹目通り沿道地区計画（平成15年策定）
 外かく環状道路事業中
 石神井川の改修事業等で親水化

第6章 地区別まちづくり

第7章 都市計画マスタープランの実現のために

第6章では、前章までのまちづくりの方針等を実現するため、地区別まちづくりが重要だと考え、その方法を示しました。また、第7章では、まちづくりの実現のための体制と方法を示しました。これらの概要と、主な施策の実施状況を記載しました。

まちづくり条例 平成18年4月まちづくり条例を施行し、法定都市計画への住民提案や区独自のまちづくり制度における住民参加を制度化しました。

まちづくりの支援組織

- ・まちづくりセンター：平成18年4月に練馬まちづくりセンターを開設、区とともに区民が進めるまちづくりを支援しています。
- ・景観整備機構：景観法に基づく景観整備機構として平成23年5月に公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（練馬まちづくりセンター）を指定し、良好な景観の形成に取り組んでいます。

まちづくり協議会 26地区でまちづくり協議会を設け、区民とともにまちづくりに取り組んでいます。

地区計画の策定 11年間で14地区増加しました。

総合型地区まちづくり 2地区で計画策定に取り組んでいます。

重点地区まちづくり 10地域で計画・構想を策定しました。

施設管理型地区まちづくり 平成22年9月「公園育て計画」が認定されました。

テーマ型地区まちづくり 「歩きたくなる街・Nerimaの景観を育む、練馬区の景観計画策定に関わる提案」が区に提出され、平成21年11月採用されました。

第8章 都市計画マスタープランの評価と見直し

都市計画マスタープランでは、「平成22年（2010年）までの時点、または、社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、全体構想に位置づけられた住民参加の取り組みや協働の状況、地区別まちづくりの進捗状況などを評価し、その結果を公表します」と記載しています。

今後は、実施状況報告書についていただいたご意見等を踏まえ、都市計画マスタープランの見直し（改定）を進めます。

お問い合わせ 練馬区 環境まちづくり事業本部 都市整備部 都市計画課【平成25年1月版】
 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号
 電話：03-5984-1534 電子メール：toshikeikaku@city.nerima.tokyo.jp